

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
がたの翌  
日の翌)

## 目次

### ◇規則

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(衛生課)

### ◇告示

保険医療機関等の指定(保険課)

保安林の指定の解除予定(五件)(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

宅地建物取引業者の処分(建築課)

### 公布された規則のあらまし

◇鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

一 鳥取県理容師法施行細則の一部改正(第一条関係)

理容師試験のうち実地試験の受験に必要な実地習練の日数を

二百二十日以上(現行二百八十日以上)に改めることとした。

## 規則

二 鳥取県美容師法施行細則の一部改正(第二条関係)  
美容師試験のうち実地試験の受験に必要な実地習練の日数を  
二百二十日以上(現行二百八十日以上)に改めることとした。  
三 施行期日  
この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十五号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「二百八十日」を「二百二十日」に改める。

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県美容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「二百八十日」を「二百二十日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
竹内内科小児科 病院	鳥取市本町五丁目二〇二	平成四年五月一日

松田内科医院	倉吉市伊木一八三	"
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八五二	"
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	"
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一	"
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七一三	平成四年五月二日
永原医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二九一四一	平成四年五月七日
足立内科医院	境港市幸神町二二〇	平成四年五月八日
鮎木歯科診療所	西伯郡中山町塩津三二二	"
白石医院	米子市安倍一二九一三	平成四年五月十二日
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	"
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町二七三八一四	"
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七七八	平成四年五月一日
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一七七一	"

鳥取県告示第四百七十八号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険  
 薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤  
 師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定によ  
 り告示する。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
寺 本 久美子	鳥薬第八〇七号	平成四年四月二十四日

鳥取県告示第四百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
 る。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 東伯郡東伯町大字法万字小松原坂ノ下モ一〇八五の七、一〇八六の五
- 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第四百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
 る。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字アセチ五二八の一（次の図に示す部分に限  
 る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三  
 朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市般若字本谷奥四三六の四・椋波字本谷奥六二〇の三（以上二筆  
について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉  
吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字妙見谷一二二六の七六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

鳥取県告示第四百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝苅一〇二四の五六・一〇二四の五八・一〇二四  
の五九・一〇二四の六一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月十二日 鳥取県指令受都計三十二第三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町四七

永瀬石油株式会社

取締役社長 永瀬正治

鳥取県告示第四百八十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項

の規定に基づき、次のとおり監督処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により告示する。

平成四年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 被処分者

1 名称

有限会社細田商事

2 代表者の氏名

代表取締役 細田福治

3 事務所の所在地

鳥取市吉方温泉三丁目六〇六

4 免許番号

鳥取県知事(六)第三百九十一号

二 処分の年月日

平成四年五月八日

三 処分の内容

平成四年五月八日から六か月間の業務の全部の停止